

発議第5号

令和2年11月30日提出

淡路市議会議長

岬 光彦 様

提出者 淡路市議会

議員 太田 善雄

〃 松本 英志

〃 榎谷 宏

〃 戸田 雄士

〃 多田 耕造

〃 西村 秀一

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の件について

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第
1号）第14条第2項の規定により提出する。

（提案理由）

市長その他の常勤特別職及び一般職の職員の期末手当に係る支給割合を踏まえ、
議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、この条例を制定するものである。

淡路市条例第 号

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年淡路市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

12月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5
-------	--------------	--------------	--------------	---------------

」

を

「

12月1日	100分の 220	100分の 176	100分の 132	100分の 66
-------	--------------	--------------	--------------	-------------

」

に改める。

第2条 淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5
100分の 220	100分の 176	100分の 132	100分の 66

」

を

「

100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75
100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正

現 行					改 正 案																																										
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の 225</td> <td>100分の 180</td> <td>100分の 135</td> <td>100分の 67.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の 225</u></td> <td><u>100分の 180</u></td> <td><u>100分の 135</u></td> <td><u>100分の 67.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5	12月1日	<u>100分の 225</u>	<u>100分の 180</u>	<u>100分の 135</u>	<u>100分の 67.5</u>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の 225</td> <td>100分の 180</td> <td>100分の 135</td> <td>100分の 67.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の 220</u></td> <td><u>100分の 176</u></td> <td><u>100分の 132</u></td> <td><u>100分の 66</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5	12月1日	<u>100分の 220</u>	<u>100分の 176</u>	<u>100分の 132</u>	<u>100分の 66</u>
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5																																											
12月1日	<u>100分の 225</u>	<u>100分の 180</u>	<u>100分の 135</u>	<u>100分の 67.5</u>																																											
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5																																											
12月1日	<u>100分の 220</u>	<u>100分の 176</u>	<u>100分の 132</u>	<u>100分の 66</u>																																											

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正

現 行					改 正 案																																										
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>					<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>$\frac{100}{225}$</td> <td>$\frac{100}{180}$</td> <td>$\frac{100}{135}$</td> <td>$\frac{100}{67.5}$</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>$\frac{100}{220}$</td> <td>$\frac{100}{176}$</td> <td>$\frac{100}{132}$</td> <td>$\frac{100}{66}$</td> </tr> </tbody> </table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	$\frac{100}{225}$	$\frac{100}{180}$	$\frac{100}{135}$	$\frac{100}{67.5}$	12月1日	$\frac{100}{220}$	$\frac{100}{176}$	$\frac{100}{132}$	$\frac{100}{66}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>$\frac{100}{222.5}$</td> <td>$\frac{100}{178}$</td> <td>$\frac{100}{133.5}$</td> <td>$\frac{100}{66.75}$</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>$\frac{100}{222.5}$</td> <td>$\frac{100}{178}$</td> <td>$\frac{100}{133.5}$</td> <td>$\frac{100}{66.75}$</td> </tr> </tbody> </table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$	12月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	$\frac{100}{225}$	$\frac{100}{180}$	$\frac{100}{135}$	$\frac{100}{67.5}$																																											
12月1日	$\frac{100}{220}$	$\frac{100}{176}$	$\frac{100}{132}$	$\frac{100}{66}$																																											
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$																																											
12月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$																																											
3 (略)					3 (略)																																										